



宮 崎 県 公 報

平成22年11月18日（木曜日） 第 2236 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意（7 件）……………（水産政策課） 1	頁
○道路の区域の変更（3 件）……………（道路保全課） 2	
○道路の供用の開始（2 件）……………（ " ） 3	
○都市計画事業の変更の認可……………（都市計画課） 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 4	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定（2 件）……………（会計課） 4	

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課） 5	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（ " ） 5	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（経・産・財課） 5	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請……………（ " ） 6	
○ふぐ処理師試験の実施……………（衛生管理課） 6	
○市町村宮土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更協議の適当の決定……………（農村整備課） 7	
○基本測量の実施の通知……………（管理課） 7	
○公共測量の実施の通知……………（ " ） 7	

告 示

宮崎県告示第 810号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日
発起人の住所及び氏名	延岡市 磯谷寿 延岡市 堀田祐吉
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 811号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日
発起人の住所及び氏名	延岡市 木津健治 延岡市 木津扶喜雄
加入区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区
区 分	小型はえ縄等漁業及び小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 812号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日
発起人の住所及び氏名	日南市 津田哲郎 日南市 猪崎欣男
加入区 の 名 称	日南市第三加入区

区	域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区	分	小型漁船漁業

宮崎県告示第 813号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日	
発起人の住所及び氏名	日向市 木浦茂 日向市 山下茂芳	
加入区 の 名 称	日向市第一加入区	
区	域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区	分	平岩支部及び梶木支部の地域以外の者が営む小型漁船漁業

宮崎県告示第 814号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日	
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 俵直明 児湯郡川南町 長野義勝	
加入区 の 名 称	川南町加入区	
区	域	川南町漁業協同組合の地区
区	分	小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 815号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日	
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 一政勲 児湯郡川南町 黒木義春	
加入区 の 名 称	川南町加入区	
区	域	川南町漁業協同組合の地区
区	分	小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの

宮崎県告示第 816号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年 9 月30日	
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 黒木俊二 東臼杵郡門川町 黒木巧	
加入区 の 名 称	門川加入区	
区	域	門川漁業協同組合の地区
区	分	小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 817号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月18日から平成22年12月 2 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字トガ リ滝2997番 195地先か ら同郡同町 同区田代字 谷内4673番 7地先まで	旧	4.4 ～ 29.8	832.4
				新	6.6 ～ 55.6	780.9

宮崎県告示第 818号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月18日から平成22年12月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1228番 32地先から 同市同町山 陰字松ノ下 乙1276番 1 地先まで	旧	27.0 ～ 60.0	456.5
				新	16.0 ～ 60.0	456.5

宮崎県告示第 819号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月18日から平成22年12月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字山 中2898番 7 地先から同 郡同町同大	旧	5.4 ～ 24.4	427.0
				新	5.4 ～ 27.7	427.0

字字早稲藪
2891番 4 地
先まで**宮崎県告示第 820号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月18日から平成22年12月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字トガ リ滝2997番 195地先か ら同郡同町 同区田代字 谷内4673番 7地先まで	平成22年11月30日

宮崎県告示第 821号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月18日から平成22年12月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字山 中2898番 7 地先から同 郡同町同大 字字早稲藪 2891番 4 地 先まで	平成22年11月18日

宮崎県告示第 822号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成13年宮崎県告示第 327号による高千穂都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
高千穂町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高千穂都市計画下水道事業 高千穂公共下水道
- 3 事業施工期間
平成 8 年11月25日から平成23年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 823号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 22-4	島屋敷昭 夫	えびの市大字上江 字山神1431-11、 1431-14、1431- 16、1431-24	6.10 ～ 7.45	65.46	平成22 年10月 12日

宮崎県告示第 824号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第 5 条第 1 項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
宮崎市大字恒久字今井 手 878-2 宮崎県警 友会館内	財団法人宮崎県交通安全 協会	平成22年10 月13日
宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎県自動 車運転免許試験場内	〃	〃
宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎運転免 許センター内	〃	〃
宮崎市錦本町 4 番 8 号 一般財団法人宮崎北交通 安全協会内	一般財団法人宮崎北交通 安全協会	〃
宮崎市高岡町飯田 252 東諸県地区交通安全	東諸県地区交通安全協会	〃

協会内		
日南市中央通 1 丁目 9 番地 1 財団法人日南 交通安全協会内	財団法人日南交通安全協 会	平成22年10 月13日
串間市大字西方3914の 1 串間市交通安全協 会内	串間市交通安全協会	〃
都城市東町 4 街区17号 財団法人都城地区交通 安全協会内	財団法人都城地区交通 安全協会	〃
北諸県郡三股町大字宮 村2944-3 都城運転 免許センター内	〃	〃
小林市堤2936番地 社 団法人小林交通安全協 会内	社団法人小林交通安全協 会	〃
えびの市大字原田 119 番地 財団法人えびの 交通安全協会内	財団法人えびの交通安全 協会	〃
西都市小野崎 2 丁目16 番地 財団法人西都地 区交通安全協会内	財団法人西都地区交通 安全協会	〃
児湯郡高鍋町大字持田 3406-1 高鍋地区交 通安全協会内	高鍋地区交通安全協会	〃
日向市本町 2 番 1 号 一般財団法人日向地区 交通安全協会内	一般財団法人日向地区 交通安全協会	〃
延岡市愛宕町 3 丁目45 64番地 3 財団法人延 岡地区交通安全協会内	財団法人延岡地区交通 安全協会	〃
延岡市大貫町 1 丁目28 34 延岡運転免許セ ンター内	〃	〃
西臼杵郡高千穂町大字 三田井1200-1 高千 穂地区交通安全協会内	高千穂地区交通安全協会	〃

宮崎県告示第 825号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第 5 条第 1 項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
延岡市出北4丁目2440-3	甲斐 博	平成22年10月18日

宮崎県告示第 826号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
宮崎市大和町50番地	財団法人宮崎県スポーツ施設協会	宮崎市宮崎駅東2丁目4番地1	財団法人宮崎県スポーツ施設協会	平成22年10月27日

宮崎県告示第 827号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
宮崎市錦本町4-8 宮崎北交通安全協会内	社団法人宮崎県警友会	平成22年11月1日
宮崎市大字恒久字今井手 878-2 社団法人宮崎県警友会館内	〃	〃
宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎県自動車運転免許試験場内	〃	〃
宮崎市阿波岐原町4276番地5 宮崎運転免許センター内	〃	〃
東諸県郡高岡町大字飯田 252 東諸県地区交通安全協会内	〃	〃
日南市中央通1丁目9	〃	〃

-1 財団法人日南交通安全協会内		
串間市大字西方3914-1 串間市交通安全協会内	社団法人宮崎県警友会	平成22年11月1日
都城市東町4-17 都城地区交通安全協会内	〃	〃
北諸県郡三股町大字宮村2944番地3 都城運転免許センター内	〃	〃
小林市大字堤2936 社団法人小林交通安全協会内	〃	〃
えびの市大字原田 119 財団法人えびの交通安全協会内	〃	〃
児湯郡高鍋町大字持田 3406-1 高鍋地区交通安全協会内	〃	〃
西都市小野崎2丁目16 財団法人西都地区交通安全協会内	〃	〃
日向市本町2-1 日向地区交通安全協会内	〃	〃
延岡市愛宕町3丁目45 64-3 財団法人延岡地区交通安全協会内	〃	〃
延岡市大貫町1丁目28 34番地 延岡運転免許センター内	〃	〃
西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1 高千穂地区交通安全協会内	〃	〃

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月1日	特定非営利活動法人学習支援悠遊	中村 和夫	宮崎市太田町1丁目3番40号	この法人は、県内の中学校及び高等学校で学んでいる、あるいは学ぼうとしている人で、学習空白や不登校などのために学習困難に陥っている人及び興味・関心の対象を広げたいけれども講じる手立てがない人などに対する支援活動を行い、彼らの進路開拓に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月1日	特定非営利活動法人ほとくり会	平崎 美保	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣2547番地1	この法人は、精神障害者等に対して、自立と社会復帰に関わる事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、平成22年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時
平成23年2月3日（木曜日）及び2月4日（金曜日）
- 2 試験の場所
宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7 宮崎市中央公民館
- 3 試験科目及び試験時間

実技試験の解体除毒処理及び臓器の鑑別については、いずれかの日程となる。

種類	試験科目	日程	時間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	2月3日 (木曜日)	午前10時から午前11時まで
		2月4日 (金曜日)	午前10時から午後5時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	2月3日 (木曜日)	午前11時15分から正午まで
	解体除毒処理及び臓器の鑑別	2月3日 (木曜日)	午後1時から午後5時まで

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定により栄養士の免許を受けている者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校入学資格を有する者で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくは缶詰又は瓶詰食品製造業を行う施設又は寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料

7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 受験願書の受付期間

平成22年12月6日（月曜日）から12月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後4時まで）とし、郵送の場合は、12月17日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地（現に業務に従事していない者にあつては、その住所地）を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し 1通
- (3) 4(2)に該当する者は、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したことが及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準の科目及び時間数を記入した受講証明書 各2通
- (4) 写真（最近3箇月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであつて

、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの） 1 葉

9 受験票の交付

受験票は、試験当日試験場において本人に交付する。

10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの
筆記用具、白衣、帽子、マスク、前掛け、包丁（出刃包丁及び刺身包丁）及び作業用靴

11 その他

- (1) 解体除毒の実技試験用のふぐは、受験者が準備すること。
- (2) 合格発表は、平成23年2月17日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて掲示する。
- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項及び同項において準用する同法第8条第1項の規定により、高鍋町が行う土地改良事業（高鍋地区、村づくり交付金事業）に係る土地改良事業計画の変更の協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成22年11月18日から平成22年12月17日まで

3 縦覧場所

高鍋町役場産業振興課内

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業地域（関係市）

えびの市

3 作業期間

平成22年12月13日から平成23年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成22年11月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

公共測量（河川定期縦横断測量）

2 作業期間

平成22年11月10日から平成23年3月15日まで

3 作業地域

宮崎市 都城市 国富町 綾町 高鍋町 木城町